

## ■利用促進策

### 1. 利用促進

公共交通の利用機会を増やすとともに、まちづくりの総合的な視点から、まちのにぎわいづくり、安全・安心な移動手段の形成、一定の収入の確保等に配慮した持続可能な公共交通が求められる。このため、運行にあたっては、効果的・効率的な利用促進策を順次展開する。

#### 【利用促進策（案）】

知 っ て ら う	1 公共交通のサービス周知(実証運行前) ・町ホームページ、広報紙等、多様な媒体によるPR
	2 わかりやすいバスマップ・ダイヤ等の作成(実証運行前) ・住民、転入者への公共交通紹介
	3 バスの愛称の公募 ・公共交通の愛着意識を高めるために実施
乗 っ て ら う	4 車内に子どもの絵画作品など掲示 ・父兄や子どもが乗車するきっかけをつくり、バスに親しみを感じてもらおう
	5 町内各種資源との連携 ・町内に立地する各種資源と公共交通の連携
	6 職員等におけるバス通勤の促進 ・通勤等のバス利用を企業等に働きかけ ・町職員の率先的なバス利用の促進
続 け て ら う	7 広告掲示による収入確保 ・バス停、車体、車内、バスマップ等への広告掲示による収入
	8 公共交通の運営状況の定期的な公表 ・町ホームページ、広報紙等、多様な媒体による周知
	9 サポーター制度 ・地域住民によるバス停の清掃、花壇の設置等

### 2. 意識啓発（住民が主役・住民が支える地域公共交通を目指して）

○利便性と採算性・効率性の両面を、利用者である住民、交通事業者、行政が共に十分理解し、限られた財源の中で維持・発展させていく必要がある。

○利用者である住民は「地域公共交通を支える主体」としての意識を持って次の役割を担ってもらうことが重要となる。

①自発的な行動変革（自らが乗って、バス等を維持発展させる意識と行動）

②地域の潜在力の発揮（公共交通について地域で考え行動）

○地域公共交通を支えていくために、今後とも一緒に考えて行動してもらえる住民の協力・自主的な活動（応援）が必須である。